

## 令和7年度第4回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年7月22日(火) 9時58分開会 10時28分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 20名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻より少し早いですが、ただ今から令和7年度第4回常設審議委員会を開会させていただきます。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき定足数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、名簿記載の委員23名中20名の出席をいただきました。運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、山協会長にあいさつをお願いいたします。</p>
2 開会挨拶 山協会長	<p>皆さんおはようございます。毎日暑い日が続いておりまして、今日も36度くらいに達するのではないかと思います。ようやく参議院選挙が終わりまして、結果は皆さんご承知のことと思います。金曜日に倉吉の出川事務所から電話があり、月曜日の午後7時30分に本人が来るので是非来てほしいとのことだったので行きました。総勢60名くらいでしたが、JA組合長その他、藤井議員、舞立議員、赤澤夫人、それに島根県の糸原県連会長もお越しになっていました。私も、糸原さんとは10数年の付き合いがあり、久しぶりに話をさせてもらいました。今後の政局は、報道のとおりなかなか大変だとは思いますが、頑張っていたきたいと思います。令和の米騒動は、そろそろ新米が収穫できる時期に近づいたので、落ち着いてきたのかなと思いますが、倉吉の方では8月下旬には稲刈りが始まる状況の中で、価格についてJAが発表しているが、この間から県外業者がいろいろな金額を提示している。これ以上に高く買ってどうするのだとは思いながら、米を売る立場なので情報収集しているが、現在は3万円/60kgくらいなので、果たして、どの程度に落ち着くのかというところが心配でもあります。</p> <p>稲も順調に生育していましたが、ここに来て水不足から、一部の河川では既に当番制で用水を確保している状況も伺っています。私も、土地改良区の理事長をしているもので、水のこととはどのようにすれば良いのか電話が入るが、地元でしっかり話し合いをしてくださいと伝えているところです。これ以上に水温が上昇すれば腹白米になって等級が落ちてしまうので、皆さんが計画的に用水を確保するようにしていただきたい。記録的な暑さの中で、水</p>

事務局	<p>分補給を十分に行っていただきながら体調管理に十分留意をお願いしたい。</p> <p>本日は、審議案件は多くはありませんが、十分な審議をお願いしたい。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づいて、山脇会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、まずはじめに、議事録署名人の指名ですが、私から指名させてよろしいか、お諮りします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本日の議事録署名人には、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、山本委員(三朝町農業委員会会長)をお願いいたします。</p>
<p>4 報告事項</p> <p>議長</p> <p>経営支援課</p> <p>議長</p>	<p>それでは、4番の報告事項に移ります。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等がありましたら。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議事</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、議事に入ります。議案第一号。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況について次長の方から説明をして下さい。</p> <p>それでは、令和7年7月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)</p> <p>今月は4条案件はございません。</p> <p>第5条案件で、1件、米子市農業委員会の</p>

米子市農業委員  
会事務局

意見聴取案件がございます。  
なお、開催通知では米子市案件2件とお知らせしておりましたが、米子市農業委員会総会において審議の結果、今回の案件のみとなったものです  
これから説明を行っていただきますが、現地調査を実施していただいておりますので、農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。  
それでは、米子市農業委員会さんよろしくお願ひいたします。

米子市農業委員会事務局  
でございませう。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、  
転用案件について説明いたします。それでは、「30a を超える事案説明資料」を基に説明いたします。

1の土地の所在地等ですが、  
申請地の位置については、4ページの位置図をご覧ください。本申請地は米子ICからは約1.7kmの距離があり、国道431号線沿いに所在します。

2の現在の営農状況ですが、5ページの間接図をお願ひいたします。周辺は、昭和40年代からは場整備されまして、緑色で着色されている農振農用地区域と並んでいる一団農地でしたが、米子自動車道開通に伴う国道431号線の延長により農振農用地が分断された形状となっています。長年、地域の農業者によって水稻栽培がなされてきた土地であり、一部水田は昨年まで利用権が設定されていましたが、この度の事業計画にあたり、利用権の合意解約が成立しております。

3の転用業者ですが、  
今回は、両者で土地・建物を所有し、共同で事業を実施するとのことで、共同での申請となっているものです。

4の転用目的ですが、  
続きまして、5の立地基準について、農地区分ですが、概ね10ha以上の規模の一団の農地で、第1種農地に該当します。許可根拠については、1種農地の例外にあたる農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設となります。これについては申請者と米子市とで雇用協定書が締結されており、申請地に設置される施設におけ

る新規雇用者のうち3割以上の農業従事者又は同一世帯員を雇用することが取り決めています。営農条件ですが、申請地を含む周辺農地はほ場整備された農地が広がっていますが、申請地は国道431号線で分断された集団農地の端に位置しています。申請地は北側に宅地、西側に国道、東側及び南側は農地に接しています。

6の一般基準について、他法令の許認可について、農振法については、農振農用地に該当しておりましたが、令和7年6月12日付けで農振除外済みです。地域計画については、目標地図の区域外であり、今回の転用により変更を行う必要はありません。都市計画法第29条の開発行為については、開発許可申請書を提出済みで、転用許可と同日付けで許可が行われる予定となっています。道路法についても、市道拡幅工事について許可済みです。盛土規制法は都市計画法の開発協議と併せて確認されることから該当ありません。埋蔵文化財包蔵地ではないことを文化振興課に確認済みです。続いて、規模の妥当性ですが、6ページの土地利用計画図をお願いします。赤線に囲まれた部分が転用範囲であり、緑色で塗られた部分が緑地、青色に塗られた部分が調整池、黄色で塗られた部分が道路拡幅部、桃色で塗られた部分が整備工場・整備車両置場、紫色で塗られた部分が廃止道・付替道です。整備工場・整備車両置場の設置並びにフォークリフト54台、整備車両100台、従業員車両100台、来客用車両5台が敷地内に駐車でき、ゴミ置場、倉庫、機械室、調整池、安全に敷地内を通行できるスペース及び緑地の確保が必要であることから妥当な転用規模であると判断しております。被害防除計画ですが、周辺道路面に合わせて最低93cm、最高144cmの盛土造成を行います。そのため、道路境界に高さ90cmから230cmのL型擁壁を設置し、敷地の外周及び調整池の周囲に高さ120cmのフェンスを設置します。国道431号線から敷地の出入り口までの大型車両と農耕車等の通行の確保を図るため、[ ]を幅員6mから9.5mに拡幅し、かつ周辺住民及び農業従事者の安全を確保するため歩道を設置します。次に7ページの排水経路図をお願いします。申請地内を流れていた既存農業用水路については、敷地外に新設する道路と併せて移設します。敷地内の雨水の排水について、場内5ヶ所に設ける雨水用油水分離槽で処理後、調整池において排水量の調整を行い既存の農業排水路へ流します。なお、流量計算を行い、調整池の容量や排出する量を決定し、排出する流量を一定に保つことにより、既存農業用水路に流入する流量を調節する事で、許容放流量以下になることを確認済みです。生活雑排水については直接、公共下水道へ、屋内での車両洗浄作業により排出される汚水については汚水用油水分離槽を場内に1ヶ所設け、そちらで処理後、同じく公共下水道へ接続する計画です。8ページの広域排水経路図をお願いします。申請地から調整池を経由して農業排水路へ流れた雨水については、図面のとおり海川へ流す計画です。続きまして、資金調達ですが、[ ]

7の農業公共投資につきましては、昭和44年～昭和50年に[ ]ほ場整備事業を行っております。[ ]からは、転用について差支えない旨の意見書の提出を受けております。

8の土地改良区以外のその他の関係権利者について、[ ]

の排水同意を確認しております。また、雨水排水の流出先にあたる調整池北側の農業排水路について、通水に支障の無いよう、申請者側で年1回の定期清掃を実施することを書面にて確認しております。

9の農業委員会の意見及び審議の概要につきまして、7月10日開催の米子市農業委員会総会においても農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当との意見を得ております。

以上、を目的とした農地転用についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

そうしますと、事務局の説明が終わりましたので、現地調査の報告をお願いします。

江原委員

令和7年7月16日に米子市市役所第2庁舎3階会議室で日吉津村農業委員会の齋下会長と大山町農業委員会の江原が、米子市農業委員会事務局及び申請者を含めて、総勢18名で現地での確認を行いました。転用許可における法令審査状況については、先ほど事務局が説明したとおりであり、特に問題はありませんでした。現地の状況ですが、添付させていただいている現況写真のとおり、申請地は、圃場整備がされている平坦地の優良農地であります。先ほども説明がありましたように、申請者と米子市において雇用協定を結び、農業従事者及びその世帯員の雇用を確保することが確実とされており、また、周辺への農地に与える影響を最小限に抑えるように、進入路の拡幅や、調整池を設置し農業用水路の氾濫を防止する措置、あるいは、雨水・汚水とも油水分離槽を設置し公共下水道又は調整池に排出するなど、被害防止措置が行われていることから、今回の農地転用許可申請については、許可相当と判断しております。

以上で、現地調査の報告を終わります。

議長

有難うございました。そうしますと、現地調査の報告が終わりましたので、委員の皆様から質問・意見がありましたら挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

無いようですのでお諮りいたします。ただ今の米子市の案件について、附帯すべき意見はありませんでしたので、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長	はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。
6 情報提供 議 長	情報提供ですが、市町村農業委員会会長・事務局長会議の開催について事務局説明してください。
事務局	(資料説明及び参考資料説明)
議 長	情報提供について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。  (質問・意見なし)
7 その他 議 長	それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。
事務局	(次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。  (その他の意見等なし)
議 長	ないようですので、本日の常設審議委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。 (午前 10 時 28 分)